大阪府飲食店等感染症対策 備品設置支援金 募集要項

申請期間:令和3年5月20日(木)から7月30日(金)

■ 協力金の概要

新型コロナウイルス感染症の感染の拡大を防止するため、飲食店、喫茶店その他設備を設けて客に飲食をさせる施設において必要な備品を設置した事業者を対象に、かかる費用の負担軽減に資する支援金を支給します。

対象施設	府内の飲食店・遊興施設のうち、食品衛生法上の飲食店営業許可、又は 喫茶店営業許可を受けている店舗 (持ち帰り専門店、デリバリー専門店等を除く)
対象備品	令和2年4月7日から申請日までの間に購入・設置された以下の備品 ・隣席または向かい合う人との飛沫感染防止のためのアクリル板等の パーテーション ・店舗の換気状況を把握するためのCO2センサー (1店舗あたり上限3個)
支 給 額	対象備品の購入・設置に要した金額(税抜き) 但し、1店舗あたり上限10万円 (大阪市内の店舗については、1店舗あたり上限10万円を上乗せ)

■ 支給要件

次の全ての要件を満たすことが必要です。

1	大阪府内に【対象施設(店舗)一覧表】に記載の対象施設(店舗)(以下「店舗」という。)を有すること(※1、※2)。		
2	申請する店舗において、食品衛生法上の飲食店営業又は喫茶店営業に必要な許可を取得していること。		
3	申請する店舗において、感染拡大予防ガイドライン(以下「ガイドライン」という)を 遵守しているとともに、感染防止宣言ステッカーを登録及び掲示(以下「導入」という) していること。		
4	申請する店舗において、営業実態がある(※3)こと。		
5	申請する店舗において、アクリル板等のパーテーション(以下「パーテーション」という。)やCO2センサーの購入及び設置が完了していること。		

- ※1 対象となる事業者は、法人形態・規模を問いません。大企業も対象となります。ただし、宗教法人は除きます。
- ※2 本社が大阪府外にある場合も対象となります。
- ※3 営業実態があるとは、営業している状態にあることを言い、休業している場合も含みます。 休業している場合は、営業に必要な設備等を備えており、いつでも営業を再開(開始)できる 状態にあることをいいます。

支給要件に該当するかの確認については、【対象施設(店舗)一覧表】 (3ページ) 及び 【対象・対象外フローチャート】 (4ページ) をご確認ください。

【留意事項】

反社会的勢力との関係を有する事業者は対象となりません。

- (ア) 法人が、暴力団 (暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)であること又は法人等の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員、支店もしくは営業所(常時契約を締結する事務所等をいう。)の代表者又は使用人その他従業員をいう。以下同じ。)が、暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であること。
- (イ)役員等が、自己、法人もしくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていること。
- (ウ) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは 積極的に暴力団の維持、運営に協力し、もしくは関与していること。
- (エ) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながら、これと社会的に非難されるべき関係を有していること。

【対象施設(店舗)一覧表】

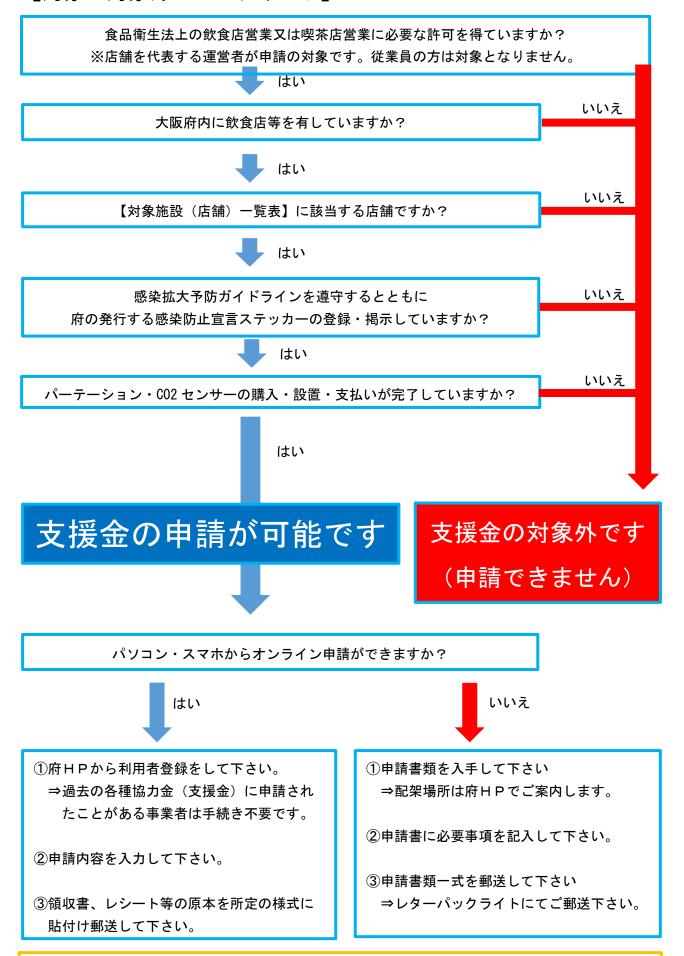
	対象施設(店舗)		
1	飲食店(レストラン、居酒屋、料理店等)	飲食店、喫茶店	
2	喫茶店 (カラオケ喫茶含む)		
3	1~2以外のその他設備を設けて客に 飲食をさせる営業が行われる施設	※食品衛生法における飲食店営業の許可・ 喫茶店営業の許可を受けている飲食店 ※宅配・テイクアウトサービスは除く	
4	キャバレー	 遊興施設のうち、食品衛生法における飲食	
5	ナイトクラブ	店営業の許可・喫茶店営業の許可を受けて	
6	ダンスホール	いる飲食店	
7	スナック		
8	バー		
9	ダーツバー		
10	パブ		
11	サロン		
12	ホストクラブ		
13	ディスコ		
14	出会い系喫茶		
15	カラオケボックス		
16	ライブハウス		
17	4~16 以外のその他遊興施設		

<<u>支給対象外となる事業者(例)</u>>

本支援金は、設備を設けて客に飲食をさせる店舗を対象とした制度です。そのため、専用の飲食スペースを有していないと想定される以下の店舗については、本支援金の支給**対象外**となりますのでご注意ください。

- (ア) 惣菜、弁当など持ち帰り専門の店舗
- (イ) ケータリングなどのデリバリー専門の店舗
- (ウ) 自動販売機(自動販売機内で調理を行うホットスナックなど) コーナー
- (エ) キッチンカーやイベント等で飲食営業を行う店舗
- (オ) 大型商業施設内のフードコートの店舗

【対象・対象外フローチャート】



申請内容(添付書類を含む)を審査のうえ、適正と認められる場合、支援金を支給します。

■ 支給内容

1 支給対象

令和2年4月7日から申請日までの間に購入・設置された以下備品及び費用。

- ① 隣席または向かい合う人との飛沫感染防止のためのパーテーション 例:アクリル板、ポリカーボネート板、発泡パネル、フロアカーテン等
- ② 店舗の換気状況を把握するためのCO2センサー(1店舗あたり上限3個)
- ③ 対象備品の購入及び設置に要した費用

例:送料、設置費等

※同一の領収書に記載があるなど、対象備品の購入及び設置に要した 費用であることが明確な場合に限ります。

<以下に該当するものは**対象外**>

- ・同一の備品に対し、既に国や地方自治体等から支援を受けたもの (但し、藤井寺市事業者支援補助金(アクリル板・CO2センサー設置応援型)に ついては除く)
- レンタルやリースにより導入したもの
- ・転売を目的とし購入したもの

注意

支援金の支給対象となった備品(パーテーション、CO2センサー)を転売する ことはできません。転売を行ったことが判明した場合は、支援金の支給決定を 取り消し、支給された支援金を全額返還いただくとともに、違約金及び返還に 要する費用を支払っていただきます。

2 支給額

支給対象備品(パーテーション、CO2センサー)の購入・設置にかかる費用(税抜き)。但し、1店舗あたり上限10万円。

※大阪市内については、1店舗あたり上限10万円を上乗せ。

3 申請回数

1店舗につき1回限り

■ 申請手続等

1 申請期間

令和3年5月20日(木曜日)から7月30日(金曜日)まで

※ 郵送申請の場合は、当日消印有効。(令和3年5月19日以前又は7月31日以降の 消印による郵送申請は申請期間外のため受けとることができません。)

2 申請方法

申請は店舗ごとに行ってください。

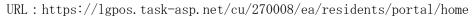
原則、オンライン申請となります(別途、領収書、レシート等を郵送してください)。 郵送による申請も可能ですが、速やかな審査のためオンライン申請にご協力をお願いします。

※ 新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から持参による申請は受け付けておりません。

(1) オンライン申請(①利用者登録→②申請内容の入力→③領収書、レシート等の郵送)

① 利用者登録

- ・ 既に大阪府営業時間短縮協力金「第1期」、「第2期」、「第3期」を申請済み の方は、利用者登録は不要です。②申請内容の入力から始めてください。
- パソコン又はスマートフォンから大阪府ホームページ内の 『大阪府行政オンラインシステム』を選択してください。





- ② 申請内容の入力(事前に必要書類(11ページから12ページ)をご準備ください)
 - ・ ホーム画面にログインし、「申請できる手続き一覧」の「事業者向け手続き」 を選択してください。
 - ・ 「申請できる手続き一覧」の画面が表示されたら<u>「大阪府飲食店等感染症対</u> 策等備品設置支援金」を選択し、申請を開始してください。

③ 領収書、レシート等の郵送

- ・ ②申請内容の入力終了後、領収書、レシート等の原本を(様式5)に貼付け、 オンライン申請完了時に自動送信されるメールを印刷のうえ、これらを同封 し、レターパックライトにて、以下の宛先に郵送してください。
- ・ 領収書、レシート等以外に、申請に必要な補足資料(領収書の内容について 補足説明する申立書等)がある場合は、同封してください。

く提出いただいた申請書類等は一切返却いたしませんのでご注意ください。>

T540-0031

大阪市中央区北浜東4番33号

大阪府飲食店等感染症対策備品設置支援金事務局

電話番号:06-7739-4376

【注意】

- ・ 利用者登録は、1事業者あたり1回限りとしてください。
- 1つの事業者で複数の店舗を営んでいる場合、申請は店舗単位となります。
- 申請内容の入力は一時保存することができ、保存した内容は修正が可能です。申請が完了した場合、変更ができませんので、申請完了前に十分ご確認ください。
- ・ 申請完了後、内容に修正が生じた場合は、大阪府飲食店等感染症対策備品設置支援金コールセンター(10ページ)までご連絡ください。
- 申請者が自ら申請の取下げを行った場合は、新たな申請が必要となります。
- ・ 領収書、レシート等の郵送がない場合、申請完了となりません。必ず郵送してください。
- ・ 令和3年7月30日(金)午後11時59分までに申請完了(申請データの送信を完了) してください。経過しますと入力(申請)ができませんのでご注意ください。

重要!

【一つの事業者で、複数店舗を営んでいる場合】

一つの事業者で複数店舗を営んでいる場合で、本部等でパーテーション、CO2 センサーをまとめて購入したこと等により、複数店舗の備品購入に係る領収書、レシート等が 共通になっている場合は、以下のとおりご対応ください。

- ①店舗ごとの支給対象となる備品(品目・個数)及び金額がわかるよう、領収書、レシート等の内容を説明する申出書を作成
- ②1店舗目は、領収書、レシート等の原本を(様式5-1)に貼付け 2店舗目以降は、領収書、レシート等の写しを(様式5-2)に貼付け
- ③①の申出書と②の領収書、レシート等の原本等を併せて、店舗ごとにクリアファイルに入れて、レターパックライトで郵送(複数店舗分をまとめて1つのレターパックライトで郵送してください。)
 - ※ 領収書、レシート等の原本を貼付けた店舗にかかる様式5-1に、2店舗目以降 の申込番号の領収書(レシート)の原本である旨を記載してください。
 - ※ 領収書、レシート等の写しを貼付けた店舗にかかる様式 5 2 に、原本について は、1 店舗目の申込番号に添付している旨を記載してください。

重要!

【領収書、レシート等がない場合】

- ○購入先に領収書の再発行が可能か確認してください。
- ○領収書の再発行ができない場合、領収書、レシート等がない理由(紛失等)を記した申立書を作成の上(様式は問いません)、①発注の事実が分かるもの(発注書、注文履歴、納品書等)及び②支払いをした事実が分かるもの(カードの利用明細、銀行の振込み記録等)を郵送してください。
 - ※ 申立書のみで、①、②がない場合は申請できません。

(2) 郵送による申請

申請書類(11ページから12ページ)を全て揃えて、必ず、郵便物の追跡が可能な「レターパックライト」を用いて、次の宛先に郵送してください。

〒540-0031

大阪市中央区北浜東4番33号

大阪府飲食店等感染症対策備品設置支援金事務局

電話番号:06-7739-4376

令和3年 7月30日 (金) まで 消印有効

【注意】

- ・ 必ずレターパックライト(*郵便物の追跡ができます)で郵送してください。
- 郵送前に「ご依頼主様保管用シール」を剥がして保管してください。
- ・ 現在(消費税増税後)レターパックライトは370円です。消費税増税前の購入分を利用され、郵便料金不足となった場合は返送することになりますのでご注意ください。

・ 申請書類に不足や記載漏れ等の不備、申請書類の一部のみを提出された場合は、原則、 全ての書類をレターパックライトのご依頼主欄に記載の住所に返却します。返却後、必 要な修正や不足書類の追加を行った上、再度、レターパックライトで郵送してください。

■ 申請書類(添付書類を含む)

別表(11ページから12ページ)に定める書類を提出してください。

申請内容に不備があった場合や支給要件を確認できない場合など、必要に応じて、申請内容にかかる説明や、不備又は追加書類の提出を求めて連絡することがあります。

この場合、申請内容にかかる説明をいただけないとき、また指定する期日までに不備・ 追加書類の提出がないときは、当該申請は取り下げられたものとみなします。

<提出いただいた申請書類等は一切返却いたしませんのでご注意ください。>

申請書類の配架場所については、大阪府ホームページをご覧ください。 又は大阪府飲食店等感染症対策備品設置支援金コールセンター (10 ページ) までお問い合わせください。

■ 支援金の支給

1 支援金の支給の決定・通知

- (1) 審査は店舗ごとに行い、審査の結果、申請内容が適正と認められる時は支援金を支給します。
- (2) 審査の結果、支援金の支給を決定した時は、申請者の金融機関口座への振り込みをもって支給決定の通知とします。
- (3) 審査の結果、支援金の不支給を決定した時は、オンライン申請の方にはシステムにより通知します。郵送申請の方にはレターパックライトのご依頼主欄に記載の住所に不支給に関する通知を郵送します。

2 支援金の支給

支援金の支給については、大阪府飲食店等感染症対策備品設置支援金事務局が代行しており、「府. 備品設置支援金事務局(フ. ビヒンセツチシエンキンジムキョク)」より、審査を終えた店舗ごとに、申請者の金融機関口座に振り込みます。

■ その他

- 1. 本支援金の支給が決定した事業者は、新型コロナウイルス感染症の感染の拡大の防止に資する 備品を設置した事業者として、申請店舗名称(店舗名又は屋号)・所在地(行政区名まで)を大阪 府ホームページ上にご紹介させていただきます。
- 2. 支給決定を行った後、大阪府の調査等により、申請内容に支給要件に該当しない事実や不正等が発覚した時、また、支援金の支給対象として申請のあった備品について転売を行ったことが判明したときは、本支援金の支給決定を取り消します。この場合、申請者は、支給された支援金を

全額返還するとともに、違約金を支払っていただきます。なお、返還に要する費用は、申請者の 負担とします。併せて、事業者名を公表することもあります。

※偽りその他不正の内容が悪質と判断した場合、警察に情報提供し、刑事告訴等を行います。

- 3. 申請後かつ支給前に支給要件を満たしていないことが判明するなど、申請者自らの意思により申請を取り下げる場合は、その旨を届け出てください。届出をされる方は、大阪府飲食店等感染症対策備品設置支援金コールセンター(10ページ)までご連絡ください。
- 4. 支給後に支給要件を満たしていなかったことが判明した場合は、その旨を届け出てください。 届出をされる方は、大阪府飲食店等感染症対策備品設置支援金コールセンター(10ページ)まで ご連絡ください。
- 5. 本支援金の支給事務の円滑・確実な実行を図るため、必要に応じて、大阪府は、店舗の活動状況に関する調査を行うほか、報告又は是正のための措置を求めることがあります。その場合、申請者はこれに応じる必要があります。また、申請内容に疑義があった場合は、大阪府は申請店舗の関係者に対して申請内容について調査することがあります。
- 6. 本支援金の審査・支給に関する事務に限り、申請で提出いただいた営業に必要な許可等の申請 書類について、所管官庁等への申請情報等と照合することがあります。
- 7. 本支援金の審査・支給に関する事務に限り、申請で入力及び提出いただいたステッカーの内容について、大阪府「感染防止宣言ステッカー」の登録情報と照合することがあります。
- 8. 支給又は不支給に関する情報若しくは申請書類に記載された情報について、税務情報として使用することがあるほか、国・市町村等他の行政機関から求めがあった場合にも、税務情報として提供することがあります。
- 9. 支給又は不支給に関する情報若しくは申請書類に記載された情報について、大阪府の他の協力 金等の事業(協力金、支援金その他申請者の事業継続に資するものに限る。)における審査、支給 等の事務のために使用することがあるほか、国・市町村等他の行政機関から求めがあった場合、 当該行政機関の実施する同趣旨の協力金等における審査・支給等の事務のために提供することが あります。
- 10. 申請書類に記載された情報を、大阪府暴力団排除条例第24条に基づき、大阪府警察本部に提供することがあります。
- 11. 個人情報の取扱いに関して、本支援金の審査・支給に関する事務に限り、事務の一部を委託 する事業者に提供することがあります。
- 12. 申請内容に関する振込口座の記入間違い等、軽微な誤りについては、大阪府(事務を委託する事業者を含む)が補正をすることがあります。
- 13. 申請内容に不備があった場合、申請者に連絡します。大阪府が指定する期限までに不備が解消されなかったときは、当該申請は取り下げられたものとみなします。

- 14. 支給決定を行った後、申請内容の不備等による振込不能等があり、申請者の責に帰すべき事由により大阪府が指定する期限までに解消されなかったときは、申請者が支援金の支給を受けることを辞退したものとみなし当該支給決定を取り消します。
- 15. 本支援金の審査・支給に関する事務に限り、以下のいずれかの支援金又は協力金の申請情報について、本支援金の申請情報と照合します。また、当該照合に同意いただいた場合、申請時点において既に受給されている方は、申請書類の一部を省略できることがあります。
 - ・「休業要請支援金 (府・市町村共同支援金)」
 - •「大阪府休業要請外支援金」
 - ・令和2年8月「感染拡大防止に向けた営業時間短縮協力金(大阪市・府共同)」
 - ・「令和2年11月及び12月感染拡大防止に向けた営業時間短縮協力金(大阪市・府共同)」
 - ・「令和2年12月感染拡大防止に向けた営業時間短縮協力金(大阪市・府共同)」
 - ・「大阪府営業時間短縮協力金(第1期)」(受給前の方を含む。)
 - ・「大阪府営業時間短縮協力金(第2期)」(受給前の方を含む。)
 - ・「第3期 大阪府営業時間短縮協力金(令和3年3月大阪府・大阪市共同)」(受給前の方を含む。)
 - 16. 本支援金は、所得税又は法人税の計算上、収入に計上する必要があるため、本支援金を受給された方は、確定申告の際に申告漏れをすることがないようご注意ください。ただし、本支援金を含めた収入から経費を差し引きますので、給付金を含めた収入の額が経費の額よりも少ない場合など、必ずしも納税額が生じるものではありません。
 - 17. 大阪市の区域内の店舗で、申請額が10万円を超える店舗について、本支援金の受付、審査及び支給に関する情報を大阪市に提供します。
 - 18. オンライン申請に入力いただいた情報、提出いただいた申請書類に記載された情報は、本支援金の審査・支給に関する事務に限り使用し、別途同意がない限り、他の目的には使用しません。

■ 本支援金の申請等に関するお問い合せ先

大阪府飲食店等感染症対策備品設置支援金コールセンター [開設時間]

<u>午前9時から午後6時まで</u>(土曜日、日曜日及び祝日を除く) ※5月22日(土曜日)、29日(土曜日)については、開設しています。

[電話番号] 06-7739-4376

※ 府ホームページに「よくあるお問い合わせ (FAQ)」を掲示しておりますので、 あわせてご確認ください。

大阪府飲食店等感染症対策備品設置支援金の税務処理について ~正しく確定申告を行ってください~

大阪府飲食店等感染症対策備品設置支援金は、所得税又は法人税の計算上、収入に計上していただく必要があります。支援金を受給された方は、確定申告の際に申告漏れをすることがないようご注意ください。

ただし、支援金を含めた収入から経費を差し引きますので、支援金を含めた収入の額が経費の額よりも少ない場合など、必ずしも納税額が生じるものではありません。確定申告に関することについては、国税庁のホームページをご参照ください。

https://www.nta.go.jp/index.htm

または、最寄りの税務署にお問い合わせください。

【感染症防止対策に取組む事業者に対する大阪府内自治体の支援制度】

自治体名称	堺市	藤井寺市
制度名称 (申請期限)	堺市飲食店感染症対策支援補助金 (~ 7/30)	藤井寺市事業者支援補助金 《アクリル板・CO2センサー設置応援型》 (~6/30)
補助金申請 ホームページ		

※ 5月14日時点の情報です。今後実施自治体や制度の内容が変更となる場合がありますので予めご了承下さい。

宛先ラベル (郵送用)

・キリトリ線に沿って、右下の宛先ラベルを切り取り、用意したレターパックライトの宛先欄に貼付して ください。郵送で申請される際、必要に応じてご活用ください。

------ キリトリ線 ※ -------

7540-0031

大阪市中央区北浜東4番33号

大阪府感染症対策飲食店等備品設置支援金事務局 行

電話番号:06-7739-4376